

下水汚泥の取扱いに関する基準について

○国から示された下水汚泥の取扱いは下記のとおりです。

- ①8,000Bq/kg超のものは、国が処分を行う。
- ②8,000Bq/kg以下のものは、通常の処分が可能。
- ③200Bq/kg以下のものは、肥料原料として再利用が可能。
- ④100Bq/kg以下のものは、各種材料等として再利用が可能。

※濃度(Bq/kg)は放射性セシウム134及びセシウム137の合計値です。